南方熊楠全集

8

平凡社

南方熊楠全集（全一二巻）
第八巻　書簡Ⅱ

昭和四七年　四月二〇日　初版第一刷発行
昭和五〇年　四月三〇日　初版第二刷発行

著者　南方熊楠
発行者　下中邦彦
発行所　株式会社　平凡社
東京都千代田区四番町四番地
郵便番号　一〇二
電話　（二六五）〇四五一
振替　東京　二九六三九

印刷　東洋印刷株式会社
製本　株式会社石津製本所

落丁・乱丁本は小社サービス課にてお取替えします（送料は小社負担）。
© 岡本文枝　1972　Printed in Japan

凡　例

一、本全集は、南方熊楠が公表した論考、随筆、英文著述、ならびに未公表の論考、手稿類などを集大成することを期した。したがって生前刊行された『南方閑話』『南方随筆』『続南方随筆』の三冊の単行本、および死後刊行された乾元社版『南方熊楠全集』に比し、以下の諸方針により、大幅に増補されている。

1. 国内で、著書として、あるいは雑誌に発表された文章は、内容がはなはだしく重複する一、二の例外を除き、すべて収録する。また新聞に掲載された文章も、主要なものは収録する。
2. 外国の刊行物に発表された英文著述および未公表の英文論考は原文で収録する。その校訂には監修者の一人である岩村忍が当たる。
3. 書簡は、学術的および伝記的に重要な内容をもつものを、入手しうる限り、完全な形で収録する。
4. その他、未公表の論考、手稿類、日記の一部、年譜、著述目録索引を付載する。
5. 以上の諸資料のほとんどは南方家に所蔵されていたもので、それらの整理には監修者の一人である岡本清造が当たる。

二、表記は原則として「現代かなづかい」に改め、送りがなも（有た→あった　名く→名づく　息ず→息まず　などのように）読解の便をはかって付加し、大部分の接続詞、副詞、助詞なども、漢字をかな書きに改めた。また、カタカナ・漢字混交文は、特殊な植物学論文（横書き）を除き、ひらがな・漢字混交文に改めた。

三、漢字は、当用漢字、同補正案、人名用別表にある字体は、これを使用し、また一部の俗字、同字などで現在常用されないものは、通用のものに改めた（恠→怪　耻→恥　咀→詛　など）。ただ、著者独特の書きぐせである用字、用語は、肉筆手簡、初出雑誌などと校合のうえ、残したものが少なくない（たとえば愛憎（愛想）、居多（許多）などの用語はそのまま残し、臆と憶、希と稀、注と註の混用などはあえて統一しない）。

四、引用文は、著者が内容をとって略述し、あるいは書き改めたと思われる場合を除き、可能な限り原典と照合、校訂した。また漢文の引用文は「読み下し文」に改め、この部分は、一般の「　」に対し小さい「　」で区別した。読み下しには飯倉照平が当たり、監修者の一人である入矢義高が校閲した。

五、外国人名・地名などの固有名詞および若干の普通名詞で、現在常用されない漢字表記は、カタカナに改めた。ただし、初出にルビを付した出典名は漢字表記のままとした。また、これらの出典の訳名および当初からのカタカナ表記は論文によってかなり異同があるが、これらは少数の例外を除いて、同一論文内で統一するにとどめた。なお、ヂ→ジ　ヅ→ズ　などの書き改めは行なった。

六、書名および雑誌名には『　』、論文名には「　」を付し、欧文では、著者が多く用いた方式に従い、書名は‘　’論文名は“　”に統一した。なお巻号数、頁数を表わす漢数字は、十方式を用いず一〇方式とした。

七、ルビは、既刊文献にあって著者独特の読みぐせと思われるものは、これを生かし、さらに一般の難読語にも、なるべくルビをつけた。句読点、改行、字下り、小字の扱いなどは、読解の便をはかってあらたに整理した。

八、既刊文献における削除部分、欠字および伏字は、可能な限り復原した。なお、原典の欠字と判明したものは□□、復原不可能の箇所は××で残した。

九、本文中の校注補訂は〔　〕をもって示し、著者の手沢本・手沢雑誌における書き込みを本文中に挿入した場合は、〔著者書きこみ〕と特記した。また、各論文の発表または執筆年月日、掲載雑誌または新聞名、巻号数は、文章の末尾に付記

此为试读，需要完整PDF请访问：www.ertongbook.com

した。以上の諸校訂には飯倉照平が当たった。なお、特に必要な場合には、使用したテキストに関し、論文または書簡の末尾に注記を付した。

本書（第八巻）は「書簡Ⅱ」とし、柳田国男、高木敏雄、その他民俗学関係の人々に宛てた書簡を収録した。南方熊楠の書簡はきわめて厖大なもので、そのすべてを収録するには、恐らく書簡だけで一〇巻に近い巻数を必要とするであろう。本書でも、柳田・高木宛書簡は、原手簡またはその写しが現存するかぎりすべて収録したが、その他の書簡に関しては、紙幅の許す範囲で、適宜選択せざるを得なかった。本書に収録できなかった民俗学関係者宛書簡についても、可能なかぎり第九巻に収録する予定である。なお、書簡を宛てられた人々の略歴等については、巻末の書簡解題を参照されたい。

原則として著者肉筆の原手簡を解読し、乾元社版『南方熊楠全集』に収録されているものについては、これを参照した。柳田国男宛書簡の一部、高木敏雄宛書簡の一部、胡桃沢勘内、沼田頼輔、矢吹義夫、西村真次宛書簡の全部は、今回はじめて公表されるものを含めて、原手簡によった。しかしその他の書簡は、原手簡が散佚したりして入手し得なかったので、乾元社版全集と、その編集に際して作製された写しと、（特に柳田国男宛書簡については）成城大学柳田文庫所蔵の「南方来書」とを対校した。以上のように、原手簡またはその写しをテキストとすることによって、乾元社版全集では省略された多くの文章および挿図を復原することができた。ただし、柳田国男宛書簡の挿図の大部分は、「南方来書」によったもので、南方熊楠の肉筆によったものではない。

同一人に宛てられた書簡は年代順に配列することとし、日付のないものは内容から判断した推定を注記した。また葉書は、宛名および署名を省略し、日付のみを記して〔葉書〕と注記した。ただし、「南方来書」では葉書である旨の付記がないため、長さから判断して葉書と思われるものも、封書と同じ扱いにした。

原手簡のカタカナ・漢字混交文を、ひらがな・漢字混交文に改めたこと、匆卒の際の誤記または誤字と明らかに認められるものを、改めるか補注を付したこと、引用された書籍名の略称をあえて改めなかったこと等は、すべて第七巻（「書簡Ⅰ」）の凡例に記した通りであるが、引用された雑誌名および論文題名は、検索に支障を生ずると判断されたものについては、正確な名称に改めるか補注を付した。

目

次

凡例

柳田国男宛

明治四十四年……5
明治四十五年（大正元年）……266
大正二年……350
大正三年……387
大正五年……476
大正十五年……489

高木敏雄宛

明治四十五年（大正元年）……497
大正二年……551

佐々木繁宛……559
胡桃沢勘内宛……561
中道等宛……571
沼田頼輔宛……579
出口米吉宛……583
矢吹義夫宛……588
西村真次宛……606
後藤捷一宛……620
「縛られた巨人」のまなざし……谷川健一……629
書簡解題……641

南方熊楠全集　第八卷

此为试读，需要完整PDF请访问：www.ertongbook.com

柳田国男宛書簡

明治四十四年

1

拝呈。十九日付芳翰、正に今朝拝受。また『学生文芸』第二号も拝受、一読すこぶる感興を覚え申し候。ヤマノカミと申すオコゼは全く件の御論文中に出で候図のものに有之候。山男に関することいろいろ聞き書き留め置き候も、諸処に散在しおり、ちょっとまとまらず、そのうち取りまとめ差し上げ申すべく候。支那の山猱、また安南、交趾、また欧州にも十六世紀ごろまでアイルランドにかかるものの話有之候。それらのことを前年大英博物館にありし日写し懸け置き候。これらもそのうちまとめて差し上げ申すべく候。地名のことは、小生一向手をつけおらず、また手がかりもなく、写真、絵葉書等はこの辺に御座なく候。

戦国のころ（文明ころか）近江の中村某の著『奇異雑談』と申すもの、小生一覧致したく、いかに捜索するも手に入らず候。もし御蔵書中にあらば半ヵ月間ばかり御貸し下されたく候。

小生、当県の俗吏等むやみに神社合祀を励行すること過重にして（三重県の外にかかる励行の例なし）、一切の古社神林を濫伐するを憤り、英国より帰りて十年ばかり山間に閉居し動植物学を専攻致し候も、もはや黙しおる時にあらずと考え、一昨年秋より崛起してこれに抗議し、一時は英国の学士会院等よりわが政府に抗議せしめんかと存じ候も、皇国のことを外国人の手を仮りて彼是するも本意ならずと考え直し、昨年の議会にて当県の代議士中村啓次郎氏に一切の材料を給し、内相へ質問演説を二度までなさしめ、そんなことから神社合祀は全国でほとんど中止となり

候。しかるに、当県の俗吏俗祝等、このことより小生をはなはだしく悪(にく)み、昨年八月小事に托して小生を十八日未決監に投じ、和歌山市の弁護士会等蜂起してこれを咎めしより、何のこともなく無罪として出し候。そのうち脚部（長坐のみせしゆえ）悪くなり、今に身体宜しからず。今年の議会へもまた右の代議士に一層手のこんだる調査書を出し演説せしめんとせしも、南北朝の争議等にて到頭右のことは議案に上らず。しかし、せっかく調べたるものゆえ、その材料をもって近日内相に面談しくるるよう頼みやりおり候。成行き如何(いかが)なるか分からず心配にて目下ぶらぶら致しおり候が、貴下、なにか然るべき新聞、雑誌等へ、右小生の議論の一部を御紹介下さるまじきや。小生の調書はなかなかの長文なれば、貴下なり誰なり、その重要の点を選抜し出し下されたく候。

神社濫滅のため土俗学・古物学上、また神林濫伐のため他日学術上非常に珍材料たるべき生物の影を止めず失せ果つるもの多く、さて神職等、素餐飽坐して何のなすところなく、淫祀狐蠱の醜俗蜂起し候こと、実に学問のためにも国体のためにも憂うべき限りに有之候。

いずれ今月中には善悪とも方付くべき間、その上山男のことども調べ上げ、一々御報知申し上ぐべく候。

また英国の雑誌に小生をあてこみに質問出で候も、一向手がかりなく困り入りおり候一条は、死人の最も親しき親族が見るとき尸(しかばね)より血出づると申す（鼻衄(はなち)を多しとすと聞く）。このことなにか本邦の文書に載りたるもの有之候や。井上円了氏の『妖怪学講義』など見ば手がかり有之べくと存じ候えども、その書手許になく困りおり候。欧州には、殺されし人の尸、兇手者の前で血を出すと申し伝え候由、これは文書にも載りたる例多く候。

右御返事まで早々申し上げ候。山男のことはいずれ一件落着次第申し上ぐべく候。以上。

明治四十四年三月二十一日

南方熊楠拝

柳田国男様　御侍史

2

明治四十四年三月二十六日

拝復。拙書差し上げ候ところ、さっそく御返信に預り多々謝し上げ奉り候。神社合併に関することは政府方はなかなかわけ分かりおり、すでに昨年の中村代議士演舌また山口主陵頭巡視報告等により、はなはだ寛和の訓令を出しおられ候に、当県のみはいろいろと理窟をこじつけ今に不届きなこと多く、小生はかの神風連ごとき考えは毛頭無之、ただただ学術上一たび亡び候てはなかなか億万金を投ずるも再び得がたき材料の、何のわけもなく族滅されおるをかなしむものに有之。英国の学士院また米国政府の一部分等に尻押しを十分してくれる者多く有之候えども、皇国のことを他邦人に彼是いわしむるも如何と存じ候。かつそのことたる当県にのみ限り候ことのようなれば、今日まで地方当局とのみ難戦致し来たり候。只今中村代議士に頼み内相と会見、事情陳述さるべき約束に有之、日々吉左右待ちおり候ところゆえ、それですまばそれにましたること無之、またもし中村氏このことを済まし得ざるに極まり候上は、止むを得ず何とか貴下へ御一閲を頼み申し上げ候上、何かへ出し申したく存じ候。

先日、河東碧梧桐来訪され、『日本及日本人』へ出すべしとのことに候。

しかし、小生の意見書はなかなかの長文にて、とても雑誌などへ出し得べきものならず、なるべくは成らぬまでも内相へ出したく候。写真類中村氏の手に廻り有之、もし不調となりて写真類返り候わばまた何とか御相談願い上げ奉るべく候。

『奇異雑談』は御地にて写し得べくんば、小生筆写料は出し申すべく、何とぞ誰かやとい写させ下されたく候。

『学生文芸』に出で候貴説中、川オコゼの明解は見えず。小生ついでであり、本日人類学会へ他にも通信致すこと有之、よって一所にちょっと注解差し出し申すべく候。かの熊野十津川にて、生きたオコゼを山神に捧ぐなどいうは、海遠

此为试读，需要完整PDF请访问：www.ertongbook.com